

新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う
新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症として定められた「新型コロナウイルス感染症」とする。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 就職情報サイト 主に新規学卒者を対象とした就職情報提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に伴う新規学卒者（以下「新卒学生」という。）を対象とした合同企業説明会の延期又は中止により、新卒学生への採用広報活動に影響の生じた県内に本社のある中小企業が、その代替措置として、就職情報サイトへの情報掲載や、Web上で行う企業説明会の動画配信の実施により採用広報手段を確保するための経費の一部を助成することにより、県内中小企業の人材確保と大学生等の県内就職を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の額は切り捨てる。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、補助事業を完了した日から20日を経過する日又は令和3年3月16日のいずれか早い日までに行わなければならない。

なお、本事業における補助事業完了日は、補助対象経費をすべて支払った日とし、支払日以降に別表の第3欄に掲げる事業を引き続き行う場合は、随時、事業の進捗状況を報告するものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から起算して30日が経過する日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知および交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

この要綱は、令和2年12月4日から施行する。

別表

1 補助事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限 度額
①新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う2021新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業	鳥取県内で開催される予定であった、新卒学生向けの合同企業説明会への参加を予定していた県内に本社のある中小企業	<p>令和2年2月20日から令和2年12月31日までに、2021年春新卒学生を対象として実施する次の経費。ただし、契約日等が令和2年2月20日以降であることが確認できるものに限る。</p> <p>※消費税及び地方消費税は対象経費に含めない。</p> <p>(1) 就職情報サイトへの企業・求人情報掲載料金 (2) Web上で行う動画配信による企業説明会を実施する際に必要な経費（Web企業説明会以外にも活用可能な資機材費や、自社ホームページへ掲載する場合の動画配信に関係しないホームページ本体の作成経費、プロバイダ料、保守管理費用等、既存の維持管理費は対象外とする。）</p>	1/2	1社につき 400 千円
②新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業	県内に本社のある中小企業	<p>令和3年1月1日から令和3年3月14日までに実施される、次の条件をすべて満たす合同企業説明会への参加に要する経費。</p> <p>※消費税及び地方消費税は対象経費に含めない。</p> <p>【合同企業説明会の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web上で開催されること ・2021年春又は2022年春新卒学生を対象としていること ・県内企業が参加し、かつ撮影会場が県内であること ・県内に本社を置く企業・団体が主催していること ・一定以上の規模があること（概ね企業5社以上及び学生50人以上が参加予定） 	1/2	1社につき4 00千 円

※同一年度内における①と②の併用は可能とする

様式第2号（第5条関係）

新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う
新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業収支決算書

1 資金調達内訳 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
自己資金等		
そ の 他		
本 補 助 金		下記2の(1)の合計額の1/2以下。かつ上限400千円。
合 計		

2 資金支出内訳

区 分	金 額	備 考
合 計		

※備考欄には区分ごとに積算根拠を記載してください。

なお、欄が足りない場合は、別葉として添付しても構いません。

※県外事業者に発注せざるを得ない場合については、備考欄に理由を記載してください。

※「金額」欄は、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記入すること。

年 月 日

様

鳥取県知事 (印)

新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金
交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用等に当たっては、規則及び新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金交付要綱（令和2年3月13日付第201900322530号商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。